

協会けんぽ

職場内で掲示・回覧を
お願いします。

やまなし

令和8年

10月号

Oct.

事業主・加入者のみなさまへ

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度の予定

●送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて、事業主さまへ順次送付いたします。

●提出期限

令和8年12月11日(金)

●確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者



- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く)

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

令和7年度の実績

令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。
被扶養者資格の再確認の実施により、被扶養者の解除となった方は次のとおりです。



被扶養者の解除となった方: 約18.8万人

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額: 約6億円

なお、被扶養者の解除となった理由として、「就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していない」というものが多くを占めています。

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出をお願いいたします。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

☎055-220-7750(代表)

全国健康保険協会 山梨支部

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクイビル4階
営業時間/8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

山梨支部
ホームページ



電子申請で、各種手続きが **もっと手軽に!**

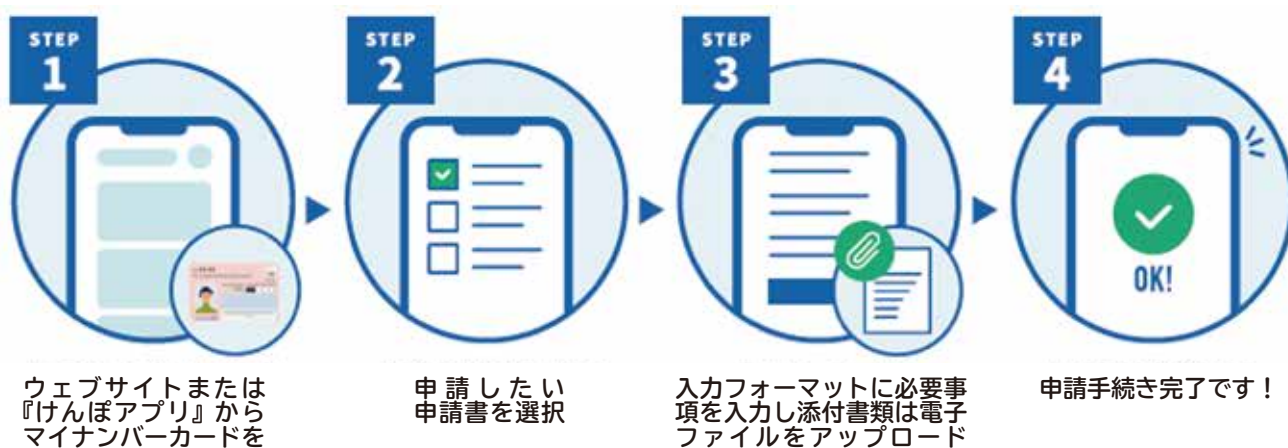
ご利用可能時間
平日
8時~21時

各種手続きの際には、電子申請をご利用ください。
システムチェックによる記載漏れの防止、郵送等のコスト削減など、「安心」・「便利」にご利用いただけます。

※詳細は協会けんぽ
HPの「電子申請」
ページから



<申請の流れ>



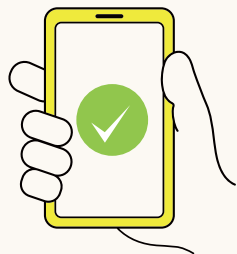
※マイナポータルは、マイナアプリにアップデートされていますので、事前に更新していただくようお願いします。

「けんぽアプリ」をご利用ください!

すべての加入者様とつながる「けんぽアプリ」をリリースしました。
今後便利な機能を追加予定ですので、けんぽアプリをぜひこの機会にご利用ください!

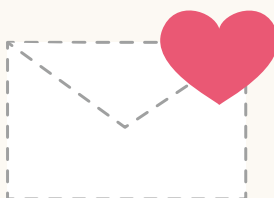
POINT! **1**

アプリから電子申請を利用できる!



POINT! **2**

健康に役立つ情報をお届け



以下の二次元コードからダウンロードできます。

<iOS> <Android>



協会けんぽ山梨支部では、 LINE友だち・メールマガジンの登録をお願いしています。

公式LINEで、月2回以上配信!

・健康レシピ・ストレッチ動画 など

LINEから「協会けんぽ山梨」と検索して登録



メールマガジンで、月1回配信!

・お役立ち情報・健康コラム など

山梨支部ホームページから必要事項を入力して登録

